

# 7. 健康福祉

## ○社会福祉

### 1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的として、自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

### 2. 民生委員児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上をめざし、援助と相談等を行う民生委員児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

民生委員・児童委員 325人（うち、主任児童委員 30人）

法定民児協例会 月1回開催

長浜市民生委員児童委員協議会（市内15の法定民児協で組織）

理事会 月1回開催、総会 年1回開催、専門部会等を設置（高齢者福祉部会、児童福祉部会、しょうがい者福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会）

### 3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。（平成27年度より社会福祉協議会へ事業委託）

【平成26年度運行実績】

運行台数 78台（大型：35台、マイクロバス：39台、大型リフト付：4台）

利用者数 2,016人

走行距離 11,442km

### 4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に相談業務を行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

市内9地域において、結婚相談を月1回開催

出会いの機会を創出するイベントへの補助などを実施

【平成26年度イベント等の実績】

イベントへの補助：8事業

婚活支援セミナー：2回

### 5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

協定締結事業者：市内新聞販売店、ヤマト運輸(株)、長浜水道企業団、生活協同組合コープしが、長浜市プロパンガス事業協同組合、大阪ガス(株)、明治安田生命保険相互会社

# ○生活福祉

## 1. 生活保護の状況

区 分	平成 26 年度 (H27.3.31 現在)			平成 25 年度 (H26.3.31 現在)		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
	世帯	人	千円	世帯	人	千円
生 活 扶 助	8,873	12,958	538,086	8,972	13,281	540,766
住 宅 扶 助	7,231	10,603	221,221	7,261	10,806	224,704
教 育 扶 助	785	1,206	13,868	903	1,364	15,013
介 護 扶 助	2,151	2,294	54,154	2,108	2,290	56,059
医 療 扶 助	8,950	12,452	915,278	9,037	12,821	868,783
出産・生業・葬祭扶助	540	600	11,813	507	614	11,404
施 設 事 務 費	372	372	63,851	386	386	64,724
合 計	—	—	1,818,271	—	—	1,781,453

(注1) 世帯数・人員は年間延数

## 2. 生活保護率の推移

[単位：％]

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
県	4.83	4.44	4.32	4.24	4.20	4.19	4.22	4.32	4.52	4.72	4.89	5.11
長浜市	7.60	7.08	7.30	7.33	7.53	7.92	7.78	7.67	7.35	7.28	7.58	8.80

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
県	5.46	5.63	5.65	5.69	5.77	5.92	6.75	7.47	7.63	7.84	8.09	8.23
長浜市	10.00	10.75	10.38	8.62	7.98	7.62	8.60	9.32	9.59	9.88	10.02	9.88

(注1) 平成17年度、平成21年度は合併後の数値

(注2) ‰=人口1,000人あたりの被保護人員 (1年間の平均値)

## 3. 行旅病人(死亡人)等取扱い事業

救護者がいない行旅病人および死亡人の取扱いならびに行旅困窮者の救護を行います。

平成26年度

行旅病人取扱い件数	0件
行旅死亡人取扱い件数	0件
行旅困窮者救護(回数券等給付)延件数	30件

## 4. 住宅支援給付事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

平成26年度

支給延人数	52人	支給総額	2,273,700円
-------	-----	------	------------

# ○しょうがい福祉

## 1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取り組みを進めていきます。

## 2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

〔「身体障害者手帳」所持者の状況〕

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内 部	計
1・2級	170人	118人	7人	976人	890人	2,161人
3・4級	43人	86人	45人	1,446人	453人	2,073人
5・6級	59人	115人	—人	571人	—人	745人
計	272人	319人	52人	2,993人	1,343人	4,979人

(平成27年3月31日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18歳未満	40人	45人	70人	132人	287人
18歳以上	161人	180人	261人	285人	887人
計	201人	225人	331人	417人	1,174人

(平成27年3月31日現在)

〔「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	1級	2級	3級	計
人 数	49人	420人	203人	672人

(平成27年3月31日現在)

## 3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分1から6までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書を資料に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する15人の委員により、合議体を3組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受けて審査を実施しています。

〔審査判定の状況（のべ人数）〕

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
24年度	長浜市	1人 0.2%	17人 16.0%	92人 14.0%	124人 14.0%	67人 28.8%	60人 21.4%	69人 4.0%	430人 100%
	圏域全体	1人 0.2%	25人 4.5%	107人 19.1%	149人 26.7%	98人 17.5%	75人 13.4%	104人 18.6%	559人 100%
25年度	長浜市	2人 0.9%	3人 1.4%	35人 16.5%	72人 34.0%	34人 16.0%	23人 10.9%	43人 20.3%	212人 100%
	圏域全体	2人 0.8%	4人 1.6%	43人 16.9%	91人 35.8%	41人 16.1%	26人 10.2%	47人 18.5%	254人 100%
26年度	長浜市	1人 0.5%	2人 1.0%	36人 18.8%	50人 26.1%	39人 20.3%	11人 5.7%	53人 27.6%	192人 100%
	圏域全体	2人 0.8%	3人 1.3%	43人 18.1%	59人 24.8%	57人 23.9%	14人 5.9%	60人 25.2%	238人 100%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人または児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約し、ホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

〔支給決定者数〕※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	106	111	62	38	317
重度訪問介護	1	9	0	0	10
行動援護	19	6	0	44	69
同行援護	1	35	0	0	36
療養介護	5	26	0	0	31
短期入所	131	35	8	24	198
生活介護	259	79	17	0	355
施設入所支援	90	36	0	0	126
共同生活援助	72	4	10	0	86
自立訓練〔機能訓練〕	0	2	0	0	2
自立訓練〔生活訓練〕	1	0	7	0	8
宿泊型自立訓練	0	0	6	0	6
就労移行	9	2	4	0	15
就労継続支援〔A型〕	51	13	12	0	76
就労継続支援〔B型〕	155	18	62	1	236
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	216	216
放課後等デイサービス	0	0	0	22	22
保育所等訪問支援	0	0	0	3	3

（平成27年4月1日現在）

## 5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体の機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕（交付） 身体しょうがい者 157件  
（修理） 身体しょうがい者 176件 （平成26年度）

## 6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 413件 （平成26年度）

## 7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 26件 （平成26年度）

## 8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕 1,069人 （平成27年3月31日現在）

## 9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用にあたっての契約支援、教育・就労・医療・居住など日常生活に関する相談のほか、虐待の防止・早期発見及び権利擁護・成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

「湖北地域しょうがい者相談センター」等に配置する相談員（コーディネーター）によって、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図ります。

また、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」で地域の福祉資源の連携を深め、事業の調整を行っています。

本事業は、湖北福祉圏域の広域事業として位置づけ、本市が米原市から事業を受託し広域的に実施しています。

〔しょうがい者相談支援事業〕  
〔相談支援機能強化事業〕  
〔働き暮らし応援センター事業〕

## 10. コミュニケーションの支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

### 1 1. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の日常生活の便宜を図る用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕 身体しょうがい者 623件 （平成26年度）

### 1 2. 日常生活用具の特例給付事業

\* 人工内耳を装着している人に、人工内耳用電池を給付します。月当たり2,800円分を上限に給付します。自己負担は、費用の1割です。

〔給付件数〕 身体しょうがい者 12件 （平成26年度）

\* 日常生活用具給付事業でストマ装具またはおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 身体しょうがい者 116件

〔給付件数・おむつ〕 身体しょうがい者 16件 （平成26年度）

### 1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 194人 13,759時間、 21事業所 （平成26年度）

### 1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

〔地域活動支援センターI型基礎的事業〕

〔地域活動支援センターI型機能強化事業〕

### 1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 13人 （平成26年度）

### 1 6. しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室、視覚しょうがい者サロンなどを実施します。

### 1 7. 精神しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2団体、登録相談員数 11人 （平成26年度）

## 18. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。  
利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 187人、 11,425回、 23事業所 （平成26年度）

## 19. 生活サポート事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「障害支援区分」が非該当となり介護給付対象外となった人で、日常生活、家事等の支援が必要な人に介護職員を派遣し、自立生活の推進を図ります。

## 20. 点字・音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

月2回発行の市の広報「広報ながはま」の点訳または音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

## 21. 奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

コミュニケーションにしょうがいのある人の交流活動の促進を図るため、また情報提供の支援者として、ボランティア（手話奉仕員等）の養成を目的とした講座を実施します。

## 22. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について助成します。10万円を限度に助成します。  
改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（平成26年度）

「改造費助成」	2件（本人用1件、介護者用1件）
「操作訓練費助成」	0件

## 23. 住宅改造費の助成

視覚または肢体に重度のしょうがいのある人、または重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 8件 （平成26年度）

## 24. 生活ホーム

就労等しているしょうがいのある人を受け入れ、生活の場を提供し、自立生活に必要な援助を行っているホームです。

〔利用先施設数及び利用者数〕 1カ所 1人 （平成26年度）

## 25. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕	「特別障害者手当」	139件	
	「障害児福祉手当」	94件	
	「福祉手当（経過措置）」	3件	
	「特別児童扶養手当」	210件	（平成26年度）

## 26. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の方は全科の入院・外来医療費、2級の方は精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕(1級)45人、(2級)366人 (平成27年4月)

〔内訳(重複有)〕〔 〕は助成区分番号)

「精神しょうがい者／児【70】」331人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人で、自立支援医療(精神通院)支給認定者

「精神しょうがい老人【75】」35人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しょうがい者／児【47】」30人

「精神障害者保健福祉手帳」1級の人(精神科通院時は【70】を使用)

「重度しょうがい老人【85】」15人

重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

(精神科通院時は【75】を使用)

## 27. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額1,000円または2,000円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 100件 (平成26年度)

## 28. 社会参加援助金の支給

在宅で75歳未満の、「身体障害者手帳」1・2級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2級または「療育手帳」をお持ちの人に年額12,000円を支給します。

〔支給件数〕 身体しょうがい者 978件

知的しょうがい者 392件

精神しょうがい者 927件 (平成26年度)

## 29. スモンしょうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額35,000円を採暖に要する費用の助成として支給します。

〔支給件数〕 1件 (平成26年度)

## 30. 衛生材料の支給

重度のしょうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料54,000円分(年間)を支給します。所得制限があります。

〔支給件数〕 48件 (平成26年度)

## 31. 「食」の自立支援事業(配食サービス)

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 10人 (平成26年度)

## 32. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、寝具の衛生管理のため、年2回を限度に洗濯サービスを行います。費用の一部は自己負担になります。

〔利用件数〕 19人 29件 (平成26年度)

### 33. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 23人 42件 (平成26年)

### 34. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックスまたはフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 5件 (平成26年度)

### 35. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間14,000円を限度に助成します。

### 36. 長浜市児童発達支援センター

心身の発達に何らかの課題がある就学前の子どもや義務教育修了から概ね20歳までの方等に対して、次の事業を実施し支援を行います。また、療育等の福祉サービスの利用調整をするために「相談支援事業所」を設置しています。

〔児童発達支援事業〕 心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童が保護者と共に通所し、日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援を行います。

〔保育所等訪問支援事業〕 保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう支援します。

〔発達支援サポート事業〕 発達支援や特別支援などの対象となっている児童を担当する在籍園の職員を支援します。

〔幼児教育相談事業〕 関係部署と連携しながら児童への支援について、保護者や在籍園の職員に適切な指導・助言を行います。

〔一般発達相談事業〕 心身の発達に課題のある義務教育終了後から概ね20歳までの方等に対して相談、助言を行います。

〔相談支援ファイル事業〕 発達に何らかの支援を必要とする方に、乳幼児期から就労に至るまで一貫したより良い支援を継続するため、ファイルの活用を啓発します。

### 37. 「長浜市こども療育センター」(児童福祉および児童発達支援)

「こども療育センター」を2カ所設置し、発達上何らかの課題を持つ就学前の子どもとその保護者に対して、通所により日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援等を実施しています。

①「長浜市こども療育センターわかば園」 所在地：内保町480-3

②「長浜市こども療育センターいちご園」 所在地：高月町渡岸寺160 高月支所2階

### 38. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人または扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

### 39. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業をすすめています。

「湖北地域しょうがい者相談センター『ほっとステーション』」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室、移動支援その他の事業の運営や調整を行っています。

### 40. 店舗等のバリアフリー改修補助事業（だれにもやさしいまちづくり補助金）

ユニバーサルデザインの理念にもとづき、しょうがい者、高齢者等の社会参加を促進することで、誰もが訪れやすい施設づくりを啓発・推進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内業者の施工による店舗等のバリアフリー改修工事を行う者に対し、助成を行っています。

〔助成件数〕                      7件      （平成26年度）

### 41. しょうがい福祉施設への受注拡大

施設で働くしょうがい者を中心に、所得の向上と社会参加促進を目的とし、自主製品の販売拡大や役務等の受注の機会拡大にとりくんでいます。平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、市業務の随意契約等による発注の拡大にもとりくみます。

# ○児童福祉

## 1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
相談 件数	827件 (内児童 虐待関係 562件)	9件	29件	8件	78件	82件	50件	1,083件

(平成26年度)

## 2. 児童遊園

【設置数】 4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

## 3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

【支給状況】 児童の数 16,188人

受給者数 9,407人(平成26年10月定期払時)

## 4. 子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

②子育て等に関する相談及び援助の実施

③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】 ・サンサンランド子育て支援センター(長浜市児童文化センター内)

(公設4か所) ・こどもらんど子育て支援センター(浅井子どもの館内)

・のびのびらんど子育て支援センター(びわ湖認定こども園内)

・あいあいらんど子育て支援センター(高月支所内)

(民設(委託)3か所)

・チャイルドハウス子育て支援センター(チャイルドハウス児童センター内)

(事業委託 社会福祉法人 石龍会)

・ニコニコひろば(小谷児童館内)

(事業委託 社会福祉法人 光寿会)

・子育て広場 スキップ(六荘公民館内)

(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)

## 5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 子どもを預けたい人(おねがい会員)と預かれる人(まかせて会員)が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で自宅で子どもを預かることができる人

おねがい会員・・・概ね12歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人

どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人

【活動状況等】 おねがい会員 241人・まかせて会員 135人・どっちも会員 37人

活動件数 734件(会員数：平成27年3月末現在・活動件数：平成26年度)

## 6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

【実施時間】○公設クラブ・・・放課後～午後6時まで（ただし、学年末、学年始、夏季、冬季休業期間、授業日の振替休日は午前7時30分～午後6時）

長期休業期間中は午前7時30分より受入

○チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ・・・午後7時00分まで

○ニコニコクラブ・・・午後6時30分まで

○放課後児童クラブ みらいキッズ・・・午後6時30分まで

○キッズパーク放課後児童クラブ・・・午後7時00分まで

【クラブの開設状況】

平成27年4月1日

区分	クラブ名	開設場所	定員	在籍児童数	部屋数	住 所
公設 公営	ひばりクラブ	長浜小学校内	105	165	3	長浜市高田町9番9号
	山ばとクラブ	長浜北小学校内	105	171	3	長浜市八幡中山町1310番地
	たんぽぽクラブ	神照小学校内	70	116	2	長浜市神照町311番地
	あじさいクラブ	南郷里小学校内	35	98	1	長浜市南田附町352番地
	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	35	41	1	長浜市春近町353番地
	すみれクラブ	長浜南小学校内	35	61	1	長浜市加田町1460番地
	つくしクラブ	湯田小学校内	70	139	2	長浜市内保町1051番地
	コスモスクラブ	浅井小学校内	35	40	1	長浜市当目町64番地
	わくわくクラブ	びわ南小学校内	35	61	1	長浜市川道町3456番地
	たけのこクラブ	びわ北小学校内	35	25	1	長浜市益田町56番地
	サザンカクラブ	虎姫小学校内	35	34	1	長浜市五村 88 番地
	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	35	27	1	長浜市湖北町山本1125番地
	サルビアクラブ	速水小学校内	35	60	1	長浜市湖北町速水2561番地
	つきっこクラブ	高月小学校内	35	64	1	長浜市高月町高月738番地
民設 民営 委託	チャイルドハウス児童センター 放課後児童クラブ	チャイルドハウス児童センター	35	86	3	長浜市田村町1606番地3
	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	27	1	長浜市小谷丁野町723番地1
	みらいキッズ	民間施設	60	24	1	長浜市勝町470番地
	キッズパーク	民間施設	40	17	1	長浜市八幡中山町477番地
合計			855	1,256	26	

※在籍児童数（入所決定児童数）は、長期休業中のみ利用者も含む

## 7. 保育園の状況

H27. 4. 1現在

設置	園名	定員(人)	園児数(人)	保育士数(人) ( ) 非常勤：内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地
長浜市	北保育園	180	187 {0}	44 {5}	1,499.11	非木造 平屋	6,104	長浜市神照町596番地
	さくらんぼ保育園	130	81 {0}	22 {2}	866.10	非木造 平屋	2,978	長浜市西上坂町1158番地
	一麦保育園	80	63 {0}	19 {4}	607.25	非木造 平屋	2,002	長浜市湖北町山本3089番地
	小計	390	331 {0}	85 {11}	2,972.46		11,084	
社会福祉法人	長浜カトリック保育園	230	205 {2}	34 {15}	1,568.66	非木造 2階	3,221	長浜市南高田町47番地
	ひよこ乳児保育園	45	39 {0}	16 {3}	385.84	非木造 2階	663	長浜市小堀町66番地1
	チャイルドハウス	190	137 {18}	25 {2}	1,724.04	非木造 2階	3,000	長浜市田村町1606番地
	長浜愛児園	150	170 {2}	35 {10}	997.15	非木造 2階	2,891	長浜市八幡東町562番地
	はいくえん ももの家	75	87 {1}	17 {10}	511.72	非木造 2階	1,400	長浜市大成亥町1260番地
	小谷保育園	150	125 {1}	28 {12}	1,178.20	非木造 2階	6,217	長浜市小谷丁野町2481番地1
	速水保育園	90	73 {0}	16 {7}	885.72	非木造 2階	2,900	長浜市湖北町速水2277番地
	長浜学舎	150	149 {3}	36 {14}	1,155.76	非木造 2階	5,034	長浜市新庄中207番地
	レイモンド長浜保育園	90	97 {0}	25 {12}	600.73	非木造 平屋	2,140	長浜市南小足町324番3
	長浜梅香保育園	135	128 {0}	22 {7}	775.70	非木造 2階	1,978	長浜市三ツ矢元町17番25号
	しらやま保育園	90	101 {0}	26 {12}	943.72	木造 平屋	5,290	長浜市加納町990番地
小計	1,395	1,311 {27}	280 {104}	10,727.24		34,734		
管外委託			12					
合計		1,785	1,654 {27}	365 {115}	13,699.70		45,818	

※園児数・・・[ ]内は市外からの受入れ児童数(外数)

## 8. 認定こども園の状況

H27. 4. 1現在

設置	園名	定員(人)	園児数(人)	保育教諭数(人) ( ) 非常勤：内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地	
長浜市	六荘認定こども園	長時部	200	157 {0}	32 {6}	1,965.09	非木造 平屋	8,518	長浜市勝町491番地
		短時部		76	13 {1}				
	あざい認定こども園	長時部	245	209 {0}	46 {4}	4,840.55	非木造 平屋	20,870	長浜市大依町1232番地
		短時部		186	28 {7}				
	びわ認定こども園	長時部	170	135 {2}	34 {3}	2,978.62	非木造 平屋	13,760	長浜市八木浜町26番地1
		短時部		72	10 {0}				
	とらひめ認定こども園	長時部	100	71 {1}	26 {5}	1,558.89	非木造 平屋	4,840	長浜市五村371番地1
		短時部		61	9 {1}				
	たかつき認定こども園	長時部	195	135 {0}	33 {4}	2,818.90	木造 平屋	11,154	長浜市高月町東柳野15番地1
		短時部		156	21 {8}				
	きのもと認定こども園	長時部	120	63 {0}	19 {1}	2,250.53	非木造 2階	4,774	長浜市木之本町木之本698番地1
		短時部		102	14 {5}				
	よご認定こども園	長時部	30	15 {0}	9 {3}	1,576.02	非木造 平屋	7,431	長浜市余呉町東野363番地
		短時部		31	5 {0}				
	にしあざい認定こども園	長時部	60	47 {0}	11 {2}	2,390.78	非木造 平屋	8,988	長浜市西浅井町塩津中2066番地
		短時部		63	9 {4}				
		長時部 小計	1,120	832 {3}	210 {28}				
	短時部 小計		747	109 {26}					
管外委託	長時部		6						
合計		1,120	1,585 {3}	319 {54}	20,379.38		80,335		

※園児数・・・[ ]内は市外からの受入れ児童数(外数)

9. 平成27年度利用者負担額表（保育所保育料）

階層区分		利用者負担（月額）（円）						
		保育標準時間			保育短時間			
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	3,500	2,500	2,500	3,400	2,400	2,400	
	母子・在宅しょうがい児(者)のいる世帯等	0	0	0	0	0	0	
C1	均等割の額のみ課税世帯	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300	
	母子・在宅しょうがい児(者)のいる世帯等	8,800	7,500	7,500	8,600	7,300	7,300	
C2	48,600円未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700	
	母子・在宅しょうがい児(者)のいる世帯等	13,000	11,000	11,000	12,700	10,700	10,700	
D1	所得割課税額	48,600円以上 72,800円未満	21,500	18,000	18,000	21,100	17,600	17,600
D2		72,800円以上 97,000円未満	27,000	23,000	23,000	26,500	22,600	22,600
D3		97,000円以上 133,000円未満	34,000	27,000	24,500	33,400	26,500	24,000
D4		133,000円以上 169,000円未満	38,000	29,000	26,000	37,300	28,500	25,500
D5		169,000円以上 211,200円未満	45,500	31,000	27,000	44,700	30,400	26,500
D6		211,200円以上 301,000円未満	52,500	32,500	28,500	51,600	31,900	28,000
D7		301,000円以上 397,000円未満	61,000	33,500	29,000	59,900	32,900	28,500
D8		397,000円以上	71,000	34,500	29,500	69,700	33,900	28,900

備考

- 所得割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定の適用がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。

- る。
- 3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B～C 2階層に認定された場合は、この表の、それぞれの階層の下段に掲げる利用者負担額とする。
- (1) 「母子世帯等」……………母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」……………次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」……………保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 B～D 8階層における同一世帯から 2 人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援又は地域型保育を利用している場合において、次表の第 1 欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所又は認定こども園（長時部）を利用している際には、次表第 2 欄により計算して得た額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。
- この場合において、小学校就学前子どもの属する世帯が B～C 2階層に認定された場合であつて 3 に掲げる世帯に該当するときは、この表の当該各階層の下段に掲げる利用者負担額により計算して得た額とする。

	第 1 欄	第 2 欄
ア	上記 4 に掲げる施設を利用している小学校就学前子ども（該当する就学前子どもが 2 人以上の場合は、そのうち最年長のもの 1 人とする。）	利用者負担額に定める額
イ	上記 4 に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども（該当する小学校就学前子どもが 2 人以上の場合は、そのうち最年長のもの 1 人とする。）	利用者負担額に定める額×0.5
ウ	上記 4 に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前子ども	0円

(注) 10 円未満の端数は切り捨てる。

- 5 この表の利用者負担額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。

# ○母子福祉関係

## 1. 母子福祉相談事業

(平成26年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子福祉資金	寡婦福祉資金	母子(福祉)年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	77	197	104	239	10	100	153	253	134	9	19	231	65	193	1,784

## 2. 児童扶養手当支給状況

(平成26年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	5,378	220,665,800
一部支給	5,168	150,039,630
加算額	6,165	28,317,000
計	16,711	399,022,430

## 3. 母子福祉資金の貸し付け

(平成26年度)

種別	貸付	
	件数(件)	金額(円)
事業開支		
就職支援		
住居支	1	385,000
就学支	1	3,702,000
修学支		
療養支		
通学支		
技能習		
結婚支		
生活支		
転居支		
児童扶養資		
計	2	4,087,000

(県制度)

#### 4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】 就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練・講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】 1件（平成26年度）

#### 5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】 就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間のうち2年間

平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

【支給状況】 3件（平成26年度）

#### 6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】 日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】 炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】 派遣世帯 0世帯（平成27年3月末現在）

## ○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町32番地3
保健センター浅井分室	長浜市内保町2490番地1
保健センター湖北分室	長浜市湖北町速水1910番地
保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺160番地
保健センター西浅井分室	長浜市西浅井町塩津浜1795番地

## ○保健・衛生

### 1. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進活動事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 422人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
「健康ながはま21」 第3期計画推進事業	「健康ながはま21」の推進	通年
健康推進員育成事業	健康教室(医師会委託)年10回、ステップアップ研修等自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぼこぼこ	随時
健康ながはま パートナーシップ事業	地域協議会、自治会への健診促進のための支援	6月末(場合により随時)

## 2. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
「親子でいい歯コンクール」	歯科医による審査により、優秀者を選出し、表彰する。優勝者については県の2次審査に出場	6月21日
たばこから健康を守る環境づくり事業	妊婦への禁煙啓発、市内各学校への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度測定	通年
献血事業	献血イベント等で献血への協力を呼びかける	年2回程度
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

## 3. 生涯を通じた健康づくり事業

### ①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠届出時に発行 妊娠届出時に発行 出生届出時に発行	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な人	随時
新生児訪問	希望した人、第1子	随時
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
4か月児健診	問診、計測、内科健診、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科健診、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回

3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、計測、内科・歯科健診、 歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
そだちっこ広場 妊婦・乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、 妊娠中の相談	毎月3回
発達相談	発達相談員による発達相談	毎月30回 程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果より必要と思われる 子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊 びや保護者同士の話し合いを行い子育てを支援す る教室	毎月6回 程度
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負 担	随時
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用に対し、治療費の一部 を助成	随時

## ②成人・老人保健事業

### ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病 健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定 含む）・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30～39歳 ・今年度40歳 以上の生活保 護受給者など	※1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回  【医療機関健診】 6月～2月
長浜市国民 健康保険特 定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定 含む）・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健 康保険に加入 している今年 度40～74歳	1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回  【医療機関健診】 6月～2月
肝炎ウイル ス検診	B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査 (上記肝炎検査をセットで実施)	・40歳 ・41歳以上で、 過去に肝炎ウイ ルス検診未受診 者	※1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回

肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に個別通知を行い、肝炎ウイルス検診を無料で受診できるようにし、肝炎の予防を図る。	40、45、50、55、60歳 (平成27年4月1日時点の年齢)	無料	肝炎ウイルス検診日程のとおり
骨粗しょう症検診	・骨塩定量測定(超音波法、踵骨) ・健康教育	・今年度、満20、25、30、35、40、45、50、55、60歳になる女性	※500円	【集団健診】 6月～11月 15回
歯周疾患検診	歯科医師による歯周疾患検診と 歯科衛生士による歯科保健指導	30歳以上	無料	【集団健診】 6月～11月 18回
胃がん検診	問診 胃部X線撮影	40歳以上	※900円	【集団健診】 6月～11月 50回
大腸がん検診	問診 便潜血反応検査	40歳以上	※500円	【集団健診】 6月～1月 56回
子宮頸がん検診	問診・視診・内診・細胞採取	20歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 ※600円	6月～11月 41回
			【医療機関】 ※1,000円	4月～翌年3月
乳がん検診	【集団】【医療機関】 問診・視診・触診 マンモグラフィ撮影 40歳以上50歳未満：二方向 50歳以上：一方向	40歳以上で前年度未受診の女性	40歳以上50歳未満： ※1,300円	【集団健診】 6月～11月 40回
			50歳以上： ※1,000円	【医療機関】 4月～翌年3月
肺がん検診	問診 胸部レントゲン検診 喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診については、問診の結果必要と認める者に対し、行うものとする。	40歳以上	500円 喀痰検査実施の場合は 1,000円	6月～11月 30回
がん検診推進事業	特定年齢に達した市民に、大腸がん検診の個別勧奨通知と検診手帳(特定年齢に達した市民のみ)を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診： 40、45、50、55、60歳 (平成27年4月1日時点の年齢)	無料	大腸がん検診日程のとおり

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	特定年齢に達した市民に子宮頸がん検診、乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳(平成27年4月1日時点の年齢)	無料	上記子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり
働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業	平成25年度に無料クーポン券の配布を受けたものの子宮頸がん検診、乳がん検診が未受診である市民に無料クーポン券を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診、乳がん検診において平成25年度に無料クーポンの配布を受けたものの未受診の女性	無料	上記子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

## イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

## ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導(減らしていいともプロジェクト)	訪問や来所面談により、メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣の改善を支援する。	特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険がある人

## エ 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
高齢者の元気づくり学校ボランティア事業(養成セミナー)	高齢者の健康の維持増進と、子どもの読書習慣支援に効果的な「読み聞かせ」活動を実施するためのセミナー開催の協力。	60歳以上の高齢者	
0次予防健康づくり推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO団体健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開	全市民	

<p>生活習慣改善教室 (知って納得！やっ てお得！健康向上大 作戦)</p>	<p>メタボリックシンドロームや生活習慣病 を発症する危険性が高い人や運動する生 活習慣を身につけたい人を対象に、運 動・歯科・食事の面から生活習慣の改善 を支援する。</p>	<p>全市民</p>	
<p>みんなで一緒に ながはま健康 ウォーク事業</p>	<p>運動のきっかけづくりを目的に、1人ま たは3人、5人のグループで参加しても らい、スマートフォンのアプリを利用し て歩行距離を計測し、10日間で一人あた り40kmを目標に歩く。 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実 行委員会が主催。</p>	<p>全市民</p>	

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回によるX線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風	（三種混合） 生後3か月から90か月になる1日前までの児 1期初回：20～56日までの間隔で3回接種 1期追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 （二種混合） 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：20～56日までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 （二種混合） 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎	・1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1期初回を6～28日の間隔で2回 1期追加を1期初回終了後約1年後に1回 ・2期 9歳から13歳になる1日前まで ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人には20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で随時
	BCG（結核）	1歳になる1日前までの児、1回接種	長浜市保健センター：毎月実施 高月分室：隔月実施
	麻しん・風しん	・1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 ・2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種	医療機関で随時

事業名	内容等	実施予定時期
ヒブワクチン	<p>生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者  【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】  初回免疫：4 週から 8 週間隔で 3 回接種  追加免疫：3 回目終了後、約 1 年後に接種</p> <p>【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】  初回免疫：4 週から 8 週間隔で 2 回接種  追加免疫：2 回目終了後、約 1 年後に接種</p> <p>【1 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】  1 回接種</p>	医療機関で随時
小児用肺炎球菌ワクチン	<p>生後 2 か月以上 5 歳になる 1 日前までの者  【生後 2 か月から 7 か月になる 1 日前までに接種開始】  初回免疫：2 7 日以上の間隔で 3 回接種  追加免疫：3 回目終了後、6 0 日以上の間隔をあけて 1 回接種</p> <p>【生後 7 か月以上 1 歳になる 1 日前までに接種開始】  初回免疫：2 7 日以上の間隔で 2 回接種  追加免疫：2 回目終了後、6 0 日以上の間隔をあけて 1 回接種</p> <p>【1 歳以上 2 歳になる 1 日前までに接種開始】  6 0 日以上の間隔をあけて 2 回接種</p> <p>【2 歳以上 5 歳になる 1 日前までに接種開始】  1 回接種</p>	医療機関で随時
水痘ワクチン ※平成26年10月より接種開始となった。	<p>生後 1 2 か月から 3 6 カ月になる 1 日前までのもの  初回  生後 1 2 か月から 1 5 か月になる 1 日前まで  追加  初回終了後から 6 か月から 1 2 か月まで</p>	医療機関で随時
高齢者インフルエンザ	<p>① 6 5 歳以上の人</p> <p>② 6 0 歳以上 6 5 歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳 1 級をもっている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人  1 回接種 費用 2, 0 6 0 円</p>	医療機関で 1 0 月から 1 2 月

事業名		内容等	実施予定時期
	高齢者肺炎球菌ワクチン ※平成26年10月より接種開始となった。	①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者・100歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持っている人 1回接種 費用2,600円	医療機関で随時
	子宮頸がん予防ワクチン ※国からの通知により、積極的にはお勧めしていません。	・小学6年生から高校1年生の女子  筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目：1回目から1か月後 3回目：1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後	医療機関で随時

#### ④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。
ゲートキーパーフォローアップ研修	平成23年、平成24年のゲートキーパー養成研修受講者を対象にフォローアップ研修を開催。
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

## ○医療

### 1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	<p>比較的症状が軽い患者（一次救急患者）の外来診療を行う。診療を行う時間帯は、救急外来（内科・小児科）の当番病院となる。</p> <p>所在地：長浜市宮司町1181-2</p> <p>診療日：日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)</p> <p>受付時間：午前 8:30～11:30 午後 0:30～ 5:30</p> <p>診療時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～ 6:00</p> <p>診療科目：内科・小児科</p> <p>平成26年度受診者数 小児科2,602人 内科1,463人 合計4,065人</p>

### 2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	<p>①浅井東診療所の開設 平成16年4月～上草野地区で診療所運営を行っていた医療法人が、経営難を理由に、急遽、平成26年9月末で撤退することとなった。このため、地域の医療を維持するために必要な診療所を平成26年10月に開設した。</p> <p>【H26年実績】 平成26年10月に浅井東診療所を開設、指定管理者「医療法人 若草ファミリークリニック」による運営を開始した。</p>
	<p>②遠隔医療技術の導入検討 医師の負担軽減、医療資源の効率化を目的に、遠隔医療技術の導入を検討する。</p> <p>【H26年度実績】 長浜病院、湖北病院、診療所等に協力いただき、テレビ会議システムの端末を設置し、実証実験を行った。</p>
	<p>③地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。</p> <p>【H26年度実績】 休診の受診啓発と合わせて、かかりつけ医を持つことの啓発を広報にて行った。</p>

## ○各種保健事業の実施状況（平成26年度）

1 地区 組織 活動 支援 事業	①健康づくり推進活動事業	健康推進員協議会委託結果 実員数449人 出動回数18,417回 出動人数35,510人
	②健康推進員育成事業	ステップアップ研修、健康教室、その他の研修・学習会 延23回 参加者数832人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	読み聞かせボランティア ジーバーぼこぼこ

2	①たばこから健康を守る環境づくり事業	呼気中CO濃度測定 各種イベント（4回）・・・計362人に実施
		未成年者への啓発・小中学校パネル貸出（2回） 市内高校文化祭でのたばこブース出展（1回、再掲）
	②献血事業推進	全血献血者2,119人（献血バス・献血ルーム・ホテル献血） 2,109人（全受付）
		市民運動（湖北長浜1000人献血運動）夏 【献血実績】夏 全血献血者数134人（総受付者数166人）
③健康出前講座	健康出前講座 87回 2,284人	
3	母子保健事業	
	①母子健康手帳交付	1,092件
	②特定不妊治療助成	123件
	③妊婦健診	12,035件（3月分まで）
	④新生児訪問	781人
	⑤こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問除く）	287人
	⑥離乳食教室	延べ233組
	⑦そだちっこ広場 妊婦乳幼児相談	延べ1,482人
	⑧発達相談	延べ354人
	⑨親子教室	延べ541組
	⑩4か月児健診	1,009人（98.5%）
	⑪10か月児健診	1,019人（98.6%）
	⑫1歳8か月児健診	1,022人（95.1%）
	⑬2歳8か月児健診	1,057人（96.1%）
	⑭3歳8か月児健診	1,053人（94.6%）
	⑮訪問指導	延べ451件
	⑯親子でいい歯コンクール	15組
	成人・老人保健事業	
	①生活習慣病健診	327人
	②長浜市国民健康保険特定健診	7,073人（32.5%）※対象数(21,713人)は受診券発行数
③肝炎ウイルス検診	851人	
④骨粗しょう症検診	326人	
⑤歯周疾患検診	305人	
⑥胃がん検診	2,841人（8.2%）	
⑦大腸がん検診	4,667人（13.5%）	

3 生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2, 289人 (19.6%)
	⑨子宮頸がん検診	2, 566人 (19.1%)
	⑩働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	子宮頸がん検診 受診者数 1, 115人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 1, 377人 (再掲)
	⑪がん検診推進事業	大腸がん検診 受診者数 895人 (再掲)
	⑫肺がん検診	1, 584人 (4.6%)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 52人 動機づけ支援 (初回) 249人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	65人 73回
	②生活習慣病歯科相談	45人
	健康増進事業	
	①高齢者の元気づくり学校ボランティア事業	実100人 延べ4, 732人参加
	②0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 2回
		事業審査会 2回
		ルール検討委員会 0回
		第2期0次健診 (50日間 対象4, 631人 受診者: 3, 763名) NPO健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル等)
	③「健康ながはま21」計画策定	健康づくり推進協議会2回
	④みんなで一緒にながはま健康ウォーク事業	主 催 みんなで一緒にながはま健康ウォーク実行委員会 内 容 スマートフォンのアプリを利用して歩行距離を計測し、10日間で一人あたり40kmを歩く 参加者数 457人
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	42人
	感染症予防事業	
	①X線間接撮影(集団)	受診者数 7, 091人
	②BCG予防接種	集団949人 個別99人
	③四種混合予防接種	3, 920人
	④三種混合予防接種	284人
	⑤二種混合予防接種	1, 089人
	⑥不活化ポリオ予防接種	707人
⑦日本脳炎予防接種	4, 429人	
⑧麻しん風しん予防接種	2, 098人	
⑨風しん予防接種	0人	
⑩麻しん予防接種	0人	

3 生涯を通じた健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者)予防接種	16,280人
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	26人
	⑬ヒブワクチン	4,166人
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	4,146人
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修	3回 223人受講
	②ゲートキーパーフォローアップ研修	2回 61人受講
	③精神保健相談事業	延べ686人
	④自殺対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実態把握 死亡小票調査</li> <li>○啓発活動 相談窓口一覧のパンフレットを作成し研修会等で配布。 うつ病やメンタルヘルスのDVDを購入し、希望する企業や団体に貸し出す。</li> </ul>

# ○高齢者福祉

## 1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第6期（平成27～29年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

## 2. 高齢者の状況

### ①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
H27. 4. 1	121,532	31,497	25.91%
H26. 4. 1	122,310	30,779	25.16%
H25. 4. 1	123,335	29,904	24.24%
H24. 4. 1	124,695	29,340	23.52%
H23. 4. 1	125,418	28,969	23.09%
H22. 4. 1	126,039	29,103	23.09%

### ②年代別人口比率（平成27年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	121,532		59,385	62,147
40歳以上	69,976	57.57%	32,877	37,099
50歳以上	53,612	44.11%	24,519	29,093
60歳以上	39,387	32.40%	17,575	21,812
65歳以上	31,497	25.91%	13,598	17,899
70歳以上	23,236	19.11%	9,554	13,682
75歳以上	16,119	13.26%	6,233	9,886
80歳以上	10,396	8.55%	3,693	6,703
90歳以上	1,964	1.61%	416	1,548
100歳以上	71	0.05%	8	63
世帯数	44,506			

### ③地域別高齢者数・高齢化率（平成27年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	9,725	3,014	30.99%	びわ地域	7,112	2,107	29.62%
六荘地域	13,940	2,689	19.28%	虎姫地域	5,220	1,527	29.25%
南郷里地域	10,294	2,314	22.47%	湖北地域	8,671	2,351	27.11%
神照地域	19,571	3,957	20.21%	高月地域	9,984	2,704	27.08%
北郷里地域	4,466	1,243	27.83%	木之本地域	7,526	2,525	33.55%
西黒田地域	2,308	716	31.02%	余呉地域	3,391	1,269	37.42%
神田地域	1,238	392	31.66%	西浅井地域	4,225	1,364	32.28%
浅井地域	13,444	3,217	23.92%	その他	417	108	25.89%
				合計	121,532	31,497	25.91%

④最高齢者 男性104歳、女性108歳（平成27年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（平成27年3月分介護保険事業状況報告）（人）

区分	1号被保険者	2号被保険者	計
要支援1	484	8	492
要支援2	876	31	907
要介護1	906	19	925
要介護2	1,191	39	1,230
要介護3	984	21	1,005
要介護4	747	15	762
要介護5	572	21	593
合計	5,760	154	5,914

### 3. 敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。9月15日において満88歳、90歳および99歳以上の方に1,000円相当の祝賀品をお贈りします。満100歳の誕生日の際には5万円の祝賀金をお贈りします。

〔件数等〕 88歳 605人 90歳 446人 99歳 41人 100歳以上 32人  
年度中100歳到達者 33人（平成26年度）

### 4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 227団体  
会員数 17,255人（平成26年度）

### 5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。参加者数が10人以上の場合は3万円、29人以上の場合は5万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 65件  
29人以上 128件（平成26年度）

### 6. シルバー人材センター運営補助

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

〔センターの状況〕 正規会員 1,499人  
受注件数 5,767件  
就業人員 実人員 1,275人  
のべ人員 120,173人  
契約金額（受託調整事業分） 559,488,673円  
（うち地方公共団体 104,680,774円）（平成26年度）

## 7. 「介護福祉士ステップアップ応援金」の交付（介護福祉士実務者研修受講費用助成）

市内の福祉事業所（老人福祉法、介護保険法または障害者総合支援法に基づく事業を実施する事業所）に勤務している人または勤務する意向のある人が、介護福祉士実務者研修を受講修了した場合に、受講料の2分の1、10万円を限度として補助します。

〔支給件数〕 15件 （平成26年度）

## 8. 衛生材料の支給（介護保険法：地域支援事業）

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。所得制限があります。

〔支給件数〕 460人 のべ3,960か月相当分 （平成26年度）

## 9. 訪問理美容サービス

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 103人 のべ167回 （平成26年度）

## 10. 布団丸洗いサービス

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、被保護世帯または所得税非課税世帯に属し、要介護3から5の認定を受けている人等で、心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している人を対象に、清潔で快適な生活ができるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図るため、年2回を限度に布団の洗濯を行います。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 10人 のべ14回 （平成26年度）

## 11. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体のしょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した方の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 25件 （平成26年度）

## 12. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方に、高齢者等の自立の支援、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的として、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均166人 年間28,616食 （平成26年度）

### 13. 雪下ろし費用補助事業

除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。(余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回) 所得制限があります。

〔支給件数〕 21件 のべ40回 (平成26年度)

### 14. 日常生活用具の給付

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)の給付を行います。所得制限、自己負担があります。

〔支給件数〕 3件 (平成26年度)

### 15. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。

〔貸与件数〕 8件 (平成26年度末)

### 16. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。費用の一部および電話料金は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 216件 (平成26年度末)

### 17. 徘徊高齢者家族支援サービス事業(介護保険法:地域支援事業)

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により徘徊が予測される方に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 7件 (平成26年度末)

### 18. 介護予防生活支援事業「生活管理指導員派遣事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち家事等の援助が必要な方に、生活管理指導員が対象者宅で家事等の援助を行います。利用者負担があります。

〔派遣件数〕 1件 (平成26年度)

### 19. 介護予防生活支援事業「生きがい活動支援通所事業」

要介護認定において自立と判定された高齢者のうち身体上もしくは精神上のしょうがい等があるために日常生活を営むうえで支障がある方に、市内のデイサービスセンターへの通所により食事、送迎その他日常動作訓練等のサービスを提供します。利用者負担があります。

〔支給件数〕 0件 (平成26年度)

## 20. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負担があります。

〔支給件数〕 2件 (平成26年度)

## 21. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な方に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

〔市長申立件数〕 1件  
〔申立費用助成件数〕 2件  
〔後見人等報酬費用助成件数〕 4件 (平成26年度)

## 22. 「長浜市成年後見権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見権利擁護センター」を設置、運営しています。(平成26年4月開設)

〔委託先〕 (福)長浜市社会福祉協議会  
〔設置場所〕 ・長浜センター(高田町12番34号 長浜市社会福祉センター内)  
・木之本センター(木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内)  
〔事業内容〕 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

## 23. 「買物情報宅配便」の発行（買物弱者支援事業）

高齢者やしょうがいのある方など、日常の買物に不便や苦勞を感じる人への支援を目的に、宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフレット「買物情報宅配便」を発行しています。

〔発行回数〕 2回(10月、3月) (平成26年度)

## 24. 高齢者24時間対応型安心システム事業（介護保険法：地域支援事業）

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 0件 (平成26年度)

## 25. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な方が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所負担金を納付することが必要です。

〔入所先施設数および入所者数〕 7か所、45人 (平成26年度末)

## 26. 介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話をを行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

\* 「特別養護老人ホーム『伊香の里』」および「軽費老人ホーム『ケアハウス伊香』」(施設の所在地はともに木之本町黒田1221番地)は、平成26年12月31日をもって社会福祉法人に譲渡しました。

## 27. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター
		長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター
		長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター
		長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター
		湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター
		高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター
		木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷 956 番地 2	余呉高齢者福祉センター
	余呉町中之郷 2434 番地	余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション (長浜市民交流センター)	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
	地福寺町 4 番 36 号	長浜高齢者福祉センター

## 28. 「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など日常生活に手助けが必要であったり避難の際に支援が必要な人などで、災害時の支援を希望される人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、自治会関係者が中心となり個々に協議、確認を行って個別計画を作成いただきます。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

# ○介護保険（第1号被保険者）

## 1. 被保険者

被保険者数 31,497人（平成27年4月1日現在）

## 2. 介護保険料賦課基準額

平成27年度の基準額 年額69,840円  
月額 5,820円

段階	対象者	基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	世帯・本人が 市民税非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ×0.45 31,420円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 ×0.70 48,880円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 ×0.75 52,380円
第4段階	世帯が市民税課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ×0.90 62,850円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 基準額 69,840円
第6段階	本人が市民税 課税	合計所得金額が120万円未満の人 ×1.20 83,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 ×1.30 90,790円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 ×1.50 104,760円
第9段階		合計所得金額が290万円以上390万円未満の人 ×1.70 118,720円
第10段階		合計所得金額が390万円以上490万円未満の人 ×1.90 132,690円
第11段階		合計所得金額が490万円以上の人 ×2.10 146,660円

## 3. 保険給付

区分	給付割合および給付額
給付額	利用額の9割給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割給付

\*平成27年8月から、一定所得以上（合計所得金額160万円以上）の人は2割負担（8割給付）となりますが、次項（4）の高額介護サービス費の仕組みに基づき負担額の上限があり、単純に負担額が2倍になるものではありません。

#### 4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

(平成27年7月まで)

利用者負担区分	対 象 者		利用者負担上限額(月額)
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等	(個人) 15,000円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	(個人) 15,000円
第3段階		1段階・2段階以外	24,600円
第4段階	世帯が市民税 課税	上記区分に該当しない人	37,200円

(平成27年8月から)

利用者負担区分	対 象 者		利用者負担上限額(月額)
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等	(個人) 15,000円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	
第3段階		一般世帯	24,600円
第4段階	世帯が市民税 課税	現役並み所得者 (世帯内に課税所得が145万円 以上の第1号被保険者がいて、 収入が単身で383万円以上、2 人以上で520万円以上の人)	37,200円
			44,400円

#### 5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い方には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

・居住費の負担の上限額(日額)

		第1段階	第2段階	第3段階
多床室(相部屋)		0円	370円	370円
従来型個室	特養等	320円	420円	820円
	老健・療養型	490円	490円	1,310円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円

・食費負担の上限額(日額)

第1段階	第2段階	第3段階
300円	390円	650円

利用者負担区分	対 象 者	
第1段階	世帯が市民税 非課税	生活保護受給者等
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第3段階		1段階・2段階以外

\*平成27年8月から、判定の基準が変わります。

- ①預貯金等を勘案(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円まで)
- ②配偶者の所得を勘案(世帯を分けていても勘案される)
- ③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案(平成28年8月から施行予定)

## 6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。(平成27年4月1日から適用。既に入所している人は対象になりません。)

軽度(要介護1・2)の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

\*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

# ○湖北地域介護認定審査会

## 1. 概要

介護認定審査会は、介護保険被保険者が要介護または要支援の状態に該当するか、またどのような程度であるかについて、全国一律の基準に基づいて審査を行う、地方自治法上の附属機関です。

本市では、公平・公正かつ迅速に審査・判定を行うため、広域的な取組として複数市町による共同実施を行って運営してきました。

平成12年の介護保険制度開始を前に、長浜市と坂田郡4町で「長浜市坂田郡介護認定審査会」(平成17年2月に「長浜坂田介護認定審査会」に改称)を共同設置、東浅井郡4町は東浅井郡広域行政組合、伊香郡4町は伊香郡病院組合のそれぞれ一部事務組合で介護認定審査会を設置しました。

その後、平成18年1月に長浜市と米原市・東浅井郡4町で「長浜米原東浅井介護認定審査会」を設置し、平成21年10月に伊香郡4町を加えて共同設置を行い、名称を「湖北地域介護認定審査会」としました。

平成22年1月からは長浜市と米原市の2市での共同設置となっています。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

## 2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数	110人(医療分野40人、保健分野45人、福祉分野25人)
合議体数	22組
審査会開催数	259回(平成26年度)

### 3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H22	件数	46	814	1,250	1,695	1,863	1,179	915	863	8,625	0	2	571	395	966
	割合	0.5%	9.4%	14.5%	19.7%	21.6%	13.7%	10.6%	11.0%		0.0%	0.0%	6.6%	4.6%	11.2%
H23	件数	34	707	1,231	1,617	1,784	1,142	963	831	8,309	0	2	446	285	731
	割合	0.4%	8.5%	14.8%	19.5%	21.5%	13.7%	11.6%	11.0%		0.0%	0.0%	5.4%	3.4%	8.8%
H24 長浜市	件数	26	569	877	1,259	1,248	771	680	583	6,013	0	0	279	203	482
	割合	0.4%	9.5%	14.6%	20.9%	20.8%	12.8%	11.3%	9.7%		0.0%	0.0%	4.6%	3.4%	8.0%
H24 米原市	件数	5	129	271	375	530	307	219	241	2,077	0	0	113	57	170
	割合	0.2%	6.2%	13.1%	18.1%	25.5%	14.8%	10.5%	11.6%		0.0%	0.0%	5.4%	2.7%	8.2%
H24 合計	件数	31	698	1,148	1,634	1,778	1,078	899	824	8,090	0	0	392	260	652
	割合	0.4%	8.6%	14.2%	20.2%	22.0%	13.3%	11.1%	10.2%		0.0%	0.0%	4.8%	3.2%	8.1%
H25 長浜市	件数	20	488	1,001	1,103	1,352	788	616	540	5,908	0	0	261	114	375
	割合	0.3%	8.3%	16.9%	18.7%	23.0%	13.3%	10.4%	9.1%		0.0%	0.0%	4.4%	1.9%	6.3%
H25 米原市	件数	11	173	277	378	521	281	214	196	2,051	0	0	117	43	160
	割合	0.5%	8.4%	13.5%	18.4%	25.5%	13.7%	10.4%	9.6%		0.0%	0.0%	5.7%	2.1%	7.8%
H25 合計	件数	31	661	1,278	1,481	1,873	1,069	830	736	7,959	0	0	378	157	535
	割合	0.4%	8.3%	16.1%	18.6%	23.6%	13.4%	10.4%	9.2%		0.0%	0.0%	4.7%	2.0%	6.7%
H26 長浜市	件数	15	541	1,066	1,100	1,440	767	663	553	6,145	0	4	247	115	362
	割合	0.2%	8.8%	17.3%	17.9%	23.4%	12.5%	10.8%	9.0%		0.0%	0.1%	4.0%	1.9%	5.9%
H26 米原市	件数	5	161	284	400	536	341	225	234	2,186	0	2	94	49	143
	割合	0.2%	7.4%	13.0%	18.3%	24.5%	15.6%	10.3%	10.7%		0.0%	0.1%	4.3%	2.2%	6.5%
H26 合計	件数	20	702	1,350	1,500	1,976	1,108	888	787	8,331	0	6	341	164	505
	割合	0.2%	8.4%	16.2%	18.0%	23.7%	13.3%	10.7%	9.4%		0.0%	0.1%	4.1%	2.0%	6.1%

# ○地域包括支援

## 地域包括支援センター

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

### <業務内容>

#### ① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された方、介護や支援が必要となるおそれのある方に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

##### 1) 平成26年度 要支援1・2と認定された方への介護予防ケアマネジメント件数

(単位：延件数)

区分	長浜地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	合計
直営	3,208 (40)	452 (13)	3,660 (53)
委託	4,048 (214)	1,752 (96)	5,800 (310)
合計	7,256 (254)	2,204 (109)	9,460 (363)

※ ( ) : 新規件数

##### 2) 平成26年度 2次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント件数 延 246件

#### ② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

##### 1) 平成26年度 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

長浜地域包括支援センター	延 5,124件
北部地域包括支援センター	延 2,011件
	計 7,135件

##### 平成26年度 介護予防プラン・継続支援対応件数

長浜地域包括支援センター	延 3,232件
北部地域包括支援センター	延 691件
	計 3,923件

総対応件数 延 11,058件

2) 老人介護支援センター（介護あんしん窓口）

長浜地域包括支援センターエリアには、地域の身近な相談窓口として、生活圏域ごとに委託で4ヶ所、直営で2ヶ所の介護あんしん窓口を設置しています。平成26年度については、通常の相談業務に加えて、「いきいきあんしん訪問」として85歳の高齢者を対象に訪問を行い、実態把握および啓発活動に努めました。

平成26年度介護あんしん窓口相談件数 延 3,933件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。＜包括的・継続的ケアマネジメント支援業務＞

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、ケアプラン作成検討会、研修会を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。＜権利擁護業務＞

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 平成26年度 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報 47件  
虐待対応人数 延 403人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

高齢者権利擁護相談実績 延 98人

## 介護予防事業

介護や支援が必要となる可能性が高い人が日常生活に必要な能力を維持・改善する事業を行います。元気で自立した生活をしている人なども利用できます。

事業・教室名	対 象	内 容	平成26年度 参加人数
生活機能低下 予防教室	運動機能や認知機能の低下、またうつ気分等により生活機能が低下する恐れのある高齢者	外出する機会を提供し、アクティビティサービスを提供する。	実 155人
			延 3,385人
転倒予防教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	運動器の機能向上を図るための体操を実施する。	実 497人
			延 4,294人
運動機能向上 トレーニング 教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	トレーニング機器を使用し、運動器の機能向上を図る。	実 88人
			延 2,093人
訪問型介護 予防事業	閉じこもり、うつ、認知症のおそれのある高齢者	保健師・看護師・栄養士等が居宅を訪問し相談・指導を行う。	実 46人
			延 199人
介護予防 サポーター 養成事業	介護予防サポーターとして活動意欲のある市民	運動機能低下予防や低栄養予防等の正しい知識と技術について学習する講座	実 71人
			延 229人
サポーターフ ォローアップ 事業	介護予防サポーター養成講座の修了者	サポーターの活動を支援する。	実 216人
			延 257人
運動機能向上 トレーニング 教室修了者自 主グループ支 援	運動機能向上トレーニング教室修了者	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	実 36人
			延 1,616人
食事とお口の 元気歯つらつ 教室修了者自 主グループ支 援	食事とお口の元気歯つらつ教室修了者	自主的に低栄養や口腔機能低下を予防することへの支援する。	実 43人
			延 117人
転倒予防教室 自主グループ 支援	3か月間の転倒予防教室を修了したグループ	転倒予防教室終了後、各自治会単位で継続して自主活動ができるよう支援する。	74会場
			延 998人
出前講座	自治会や老人クラブ、女性部等の団体	介護保険や介護予防に関する啓発講座	224団体
			4,937人
家族介護教室	介護をしている家族等	介護方法等に関する教室を開催する。	26回
			361人

## 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築するために事業を行います。

平成26年度は、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する為、認知症初期集中支援モデル事業の取組みや、認知症ケアパスの策定に取り組みました。また、認知症の地域づくりに資するための啓発活動や、徘徊等による行方不明への支援（徘徊模擬訓練）等の事業を実施しました。

### 1) 認知症ケア相談事業

本人や家族の相談に電話・訪問・来庁等により、事態の改善や適切なサービスの利用に結び付けられるよう相談員を配置しています。

認知症ケア相談 実 35人 延 98人

### 2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」を開催しています。  
平成26年10月26日（日）会場：リュートプラザ 参加者：216人

### 3) 認知症専門職研修会 他機関、他職種の専門職が一堂に会し事例検討会を実施しています。

平成26年11月27日（木）会場：市民交流センター 参加者：72人

### 4) 認知症サポーター養成事業

講師役となるキャラバンメイトを養成し、地域や職域において認知症の理解者を増やすための住民啓発として、認知症サポーター養成講座をおこないます。

キャラバンメイト養成講座を開催し、新たに36名養成

認知症サポーター養成講座 開催回数 105回  
参加人数 3,342人  
延サポーター数 18,779人（平成27年3月末）

## <組織体制および担当業務>

	地域包括支援センター	業務グループ名	主な担当業務
地域包括支援課		予防企画グループ	介護予防給付管理業務、提供票管理業務、生活機能評価業務、認知症対策業務、企画業務
	長浜地域包括支援センター 長浜市八幡東町632番地 (長浜市役所本庁舎)	長浜包括支援グループ 担当地区： 旧長浜市の市街地、六荘・西黒田・神田、南郷里・北郷里、神照の各地区 旧浅井町、旧虎姫町、旧湖北町、旧びわ町	高齢者総合相談、介護支援専門員の支援、高齢者虐待対応、権利擁護に関する事業、関係機関とのネットワークの構築 介護予防サービス計画の作成（家庭訪問・受診同行・調査同行・関係機関との連絡調整） 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業） 認知症施策事業 任意事業
	北部地域包括支援センター 長浜市高月町渡岸寺町 160番地 (長浜市役所高月支所)	北部包括支援グループ 担当地域： 旧余呉町、旧西浅井町、旧木之本町、旧高月町	

# ○長浜病院訪問看護ステーション

## 1. 概要

所在地 長浜市大戌亥町3 1 3 番地 (市立長浜病院内)

## 2. 事業内容

利用される方が居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すよう、かかりつけ医師の指示のもとサービスを提供します。

## 3. 利用状況

(平成26年4月～平成27年3月)

項目	利用者延べ数	利用延べ回数	新利用者数	利用終了者数
医療保険	286	1,917	19	22
介護保険	1,034	5,308	57	55
合計	1,320	7,225	76	77

## 4. 看護師数

常勤換算 8.2人